

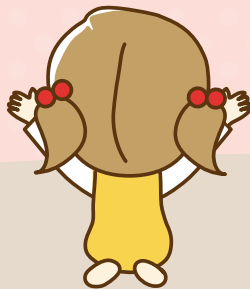
その気持ち! 応援します!

また
保育士として
働きたい!

愛知県

保育士資格を
生かしたい!

潜在保育士 就職準備金貸付制度の お知らせ



就職準備金

40万円 (以内)
(通勤用自転車・仕事用被服
などの購入費等)

●未就学児を持つ保育士に対する
保育料の一部貸付事業

保育料の半額
(月額の上限2.7万円)

最大**32.4**万円



を無利子でお貸しします。

週20時間以上、愛知県内で2年間継続して勤務したとき

全額返還免除

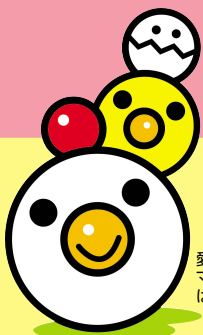
要件等詳しくは

裏面

又はホームページをご覧ください



問合せ先



愛知県子育て応援
マスコット・キャラクター
はぐみん

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター 貸付グループ
〒461-0011 名古屋市東区白壁1丁目50番地
電話 052-212-5519 FAX 052-212-5520

愛知県潜在保育士就職準備金貸付制度の対象者

次の **要件1** **要件2** **要件3** のすべてに該当する方が対象となります。

要件

1

①～③のすべてに該当する方

- ① 愛知県内で保育士として2年間継続して週20時間以上勤務できる方
- ② 愛知県福祉人材センター(愛知県保育士・保育所支援センター)に求職登録された方
- ③ 今までに保育修学資金貸付の就職準備金を受けられていない方



要件

2

①又は②に該当する方

- ① 以下に掲げる施設又は事業を離職後、3ヵ月以上経過した方
- ② 保育士登録から3ヵ月以上経過し、以下に掲げる施設又は事業に勤務経験のない方
 - ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - オ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園
 - カ その他、上記に準ずる施設又は事業所

要件

3

愛知県県内に所在する以下のいずれかの保育所等に新たに勤務することが決定(内定)している方

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
- イ 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
 - ・(ウ)に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- ク 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設
- コ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付制度の対象者

①及び②、①及び③のいずれかを満たす方

- ① 愛知県内の保育所等(※)に2年間、週20時間以上勤務できる方
 - ② 保育士登録又は保育士として離職後3ヵ月以上経過しており、未就学児を持つ方で、新たに保育所等(※)で勤務することが決定(内定)している方
 - ③ 県内の保育所等(※)に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する方
- (※) 保育所等とは、児童福祉法等に規定する施設、事業所です。上記要件3参照。

免除要件

当然免除：就労日から継続して2年以上、週20時間以上愛知県内の保育所等に勤務した場合
は全額返還免除

